

令和7年度若狭路連携出向宣伝・調査事業（県外）仕様書（案）

1 適用範囲

本仕様書は、「令和7年度電源地域産業育成支援事業（若狭路連携出向宣伝・調査事業（県外）」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 事業目的

本業務は、福井県嶺南地域（以下「若狭路」という）の観光情報を、県外に出向いて宣伝し、併せて、若狭路のイメージや認知度・来訪意向等を調査・分析することにより、若狭路のイメージアップを図るとともに、若狭路への誘客促進案を立案し、観光振興と地域産業の育成につなげることを目的とする。

3 本業務の実施方針

- （1）委託者は、この契約の履行について自己に代わって監督し、または指示する監督職員を定めるものとする。
- （2）本業務を実施するうえで、監督職員が必要と認める資料の作成については、監督職員と協議の上、受託者の責任において作成するものとする。
- （3）受託者は、委託者が開催する本業務に関連する会議の資料を作成するとともに、会議に同席し、資料等の説明を行うものとする。
- （4）その他、契約書および本仕様書に記載されていない事項、定めのない事項については、随時、委託者、受託者両社で協議して定めるものとする。

4 契約上限額

10,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

6 業務内容

（1）出向宣伝

① 実施日と場所

関西地域、中京地域、北陸新幹線沿線地域の3会場で実施すること。実施場所は、多数の集客が見込まれ、当該出向宣伝に適した場所とし、各地域の主要駅構内、主要駅付近の商業施設等で実施すること。また、これらに類する他機関主催のイベント等への出展も可とする。

実施時期は、福井県、嶺南の各市町および観光協会が実施もしくは参加する

イベントと重ならない日程となるよう調整すること。

② 出向宣伝のコンセプト

若狭路が、豊かな自然や多くの寺社仏閣、御食国の食材など若狭路の個性によって心・体の活力が得られ、晴れやかに整うこと（ウェルビーイング）が体感できる場所であることを、効果的に来場者および報道関係者にPRするとともに、若狭路への来訪意欲を喚起するものであること。

③ 実施内容

上記のコンセプトに基づき、観光PRのための企画を実施すること。

a マイクパフォーマンス等の実施

b パネルや映像、リーフレットなどによる観光情報の発信（映像は、当連盟、福井県、嶺南6市町が既に作成した動画を使用することも可とする。）

c 観光案内ブース（旅相談コーナー）の設置および観光パンフレットの配布

d その他、集客のための企画や装飾を工夫すること

e 上記a～dを実施するための会場設営・管理運営、出演者等との調整の一切

④ 告知

a 出向宣伝会場への来場者を多数確保するため、メディア露出等効果的な方法により告知すること。

b その他、チラシの作成・配布など効果的な方法で適切に告知すること。

⑤ アンケート調査の実施

ア 出向宣伝来場者に対し、アンケート方式により、属性、若狭路の認知度、来訪意向度等のデータを収集し、マーケティングを実施すること。

イ アンケート項目数は10程度とする。

ウ より多くの回答が得られるよう工夫すること。ただし、アンケート調査の実施に当たり景品等を配布する場合、これに係る費用は本業務の契約には含まず、別途契約するものとする。

7 共通事項

（1）運営業務および連絡調整

① 本事業に伴う運営事務局としての業務（市町・観光協会等との連絡調整を含む）を実施すること。

② 本事業の実施に関する質問、問合せは、原則受託者で受付し回答すること。また、その内容を委託者に報告すること。なお、判断が困難な場合は速やかに委託者に確認し、回答すること。

(2) 実施報告書の提出

- ① 実施したアンケート調査の結果を集計、分析すること。
- ② 上記分析結果に基づき、今後の若狭路の観光振興の指針や誘客策を提案すること。
- ③ 事業全体の実施結果と併せて、事業実施報告書を15部作成し、委託者に提出すること。

(3) その他

- ① 事業実施について、Webサイトに提出するためのコンテンツを制作した場合は若狭路魅力総合発信（ホームページによる情報発信）事業の受託者と効果的に連携を図り実施すること。
- ② 掲載する画像等は、委託者が所有していない場合、受託者において対応すること。

8 打合せ

受託者は、業務を円滑に遂行するため、随時監督職員と打合せを行うものとし、打合せの際、相互に確認し、打合せ記録を委託者に提出するものとする。

9 留意事項

- (1) 本業務はマーケティング事業であり、単なるPRを目的としたものにしないこと。
- (2) 若狭路の市町のうち、カバーできない市町が生じないようにすること。
- (3) 地域内の人材（地元市町、観光協会等の民間団体やマスメディア等を含む。）や資源を十分活用し、協力が得られる内容とすること。
- (4) 会場の設営および運営にあたっては、危機管理対策を十分に行い、天候の急変、災害、感染症等への対応計画を事前に検討して来場者の安全管理に万全を期すとともに、万が一のため、賠償責任保険の加入等必要な措置を講じること。
- (5) その他関係法令を遵守すること。
- (6) 権利関係については、確約を得るなど問題が生じないようにすること。
- (7) 企画案は、各社独自のアイデアによること。なお、提案数は1事業者1提案とする。

10 製作等に係る注意事項

- (1) 契約により生じた契約目的物の所有権は、委託者に帰属する。
- (2) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きは受託者において行うこと。また、著作関係の紛争が生じた場合は、受託者の責任において処理すること。
- (3) 受託者は、本業務に係る契約締結後、速やかに業務工程表を提出すること。

- (4) 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報を含む一切の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受託者は、本仕様書に示されていない事項が生じたときは、委託者とその都度協議すること。
- (6) 業務を遂行する上で必要な許可・資料等は、受託者において手配するものとし、当該手続きに発生する費用は契約金額に含むものとする。
- (7) 成果品において、重大な誤りがあった場合、回収、修正、再製作等の必要な処置を講ずること。
- (8) その他必要事項について、受託者選定後に別途指示（指示がない場合は協議の上、決定）するものとし、その結果、提案があった品目、デザインやイラスト等の仕様が変更となる場合がある。

1 1 資料等の収集および返還

本業務の実施上、必要な関係資料等の収集については、監督職員と協議の上、受託者の責任において収集するものとする。

また、委託者より貸与された関係資料等は、本業務完了後直ちに返還するものとする。

1 2 成果の帰属

成果物の所有権はすべて委託者に帰属するものとし、委託者は、成果物について本契約の目的にしたがって独占的に使用することができるものとする。受託者は、いかなる形においても委託者の許可なく本成果物を発表、または引用してはならない。